

うるま市と国立大学法人琉球大学との包括連携に関する協定書

うるま市（以下「甲」という。）と国立大学法人琉球大学（以下「乙」という。）は、以下のとおり包括連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が有する地域特性や文化的財、環境、医療等の情報及び資源と乙が有する教育及び学術研究等の知的資源の効果的な活用を図るとともに、幅広い分野での緊密な協力のもと市の発展、人材育成及び学術研究の振興に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- (1) 子育て支援及び貧困対策に関すること
- (2) まちづくりに関すること
- (3) 環境保全及び循環型社会の構築に関すること
- (4) 防災に関すること
- (5) 保健、医療及び福祉に関すること
- (6) 観光産業及び農林水産業をはじめとする各種産業の振興に関すること
- (7) 文化の振興に関すること
- (8) 人材育成に関すること
- (9) 教育及び学術研究に関すること
- (10) 前各号に掲げるもののほか、本協定の目的達成に必要な事項に関すること

2 前項各号の分野において連携・協力を推進するにあたり、必要な方策等については、別途定める。

（連絡調整）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携・協力を円滑かつ効果的に進めるため、両者に連絡調整に関する部署を別に定める。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携・協りに当たり、知り得た相手方の秘密を、当該相手方の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定めた秘密保持の責務を負うものとする。

（本協定の見直し）

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間及び更新）

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日からその年度の末日までとする。

2 本協定の有効期間が満了する日の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれかから書面による特段の申し出がないときは、本協定の有効期間は、1年間更新されるものとし、以後同様とする。ただし、甲又は乙に特別の事情がある場合には、この限りでない。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議してこれを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は、それぞれ署名捺印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年10月10日

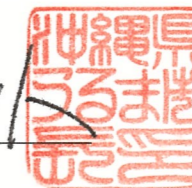
（甲）

沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号
うるま市長

（乙）

沖縄県中頭郡西原町字千原1番地
国立大学法人琉球大学長

中村 正人



西田 隆

